

## 岩沼市総合教育会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に基づく岩沼市総合教育会議の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議の傍聴を希望する者（以下「傍聴者」という。）は、会議の開会前までに受付簿に必要事項を記入するものとする。

- 2 傍聴者は、先着順で決定するものとする（報道関係者は、除く。）。
- 3 傍聴者は、傍聴券を受け取り、傍聴中は、これを着用するものとする。

(傍聴できない者)

第3条 次の各号に該当する者は、傍聴することができないものとする。

- (1) 会議の妨害になると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると議長が認めた者

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者は、事務局職員の指示に従い、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、議長が会議に諮り許可した場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第5条 傍聴者は、次の各号に該当することとなった場合は、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会議が非公開となったとき。
- (2) この要領に違反し、議長が退場を命じたとき。

附 則

この要領は、平成27年5月28日から施行する。